

(見積参加希望業者) 様

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として選定したので、関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知の上で見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件名 JUST PDF5 Pro JL-GOVERNMENTライセンス外の購入（水道建設課）
- (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局水道建設課

2 契約期間

(自) 契約締結日の翌日 (至) 令和5年9月29日

3 契約条項を示す場所

盛岡市愛宕町6番8号 盛岡市上下水道局水道建設課

4 見積書提出の場所及び日時

- (1) 日時 令和5年8月28日（月）9時00分から12時00分まで
- (2) 場所 盛岡市上下水道局水道建設課 執行即時開封

5 見積書の提出方法

見積書は4の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便又は電話による見積は認めない。

6 契約書作成の要否

否

7 その他

(1) 見積回数

1回限りとする。(但し、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)

(2) 見積書

見積書は心得第7第1項によるものとし、一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9の規定に該当する見積。

(4) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和5年8月18日(金) 17時までに電子メール又は文書（ファックス可）により盛岡市上下水道局水道建設課あて提出すること。回答は、見積対象業者にファックスで令和5年8月23日（水）までに回答する。

盛岡市上下水道局水道建設課（〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号）

Tel 019-623-1405、Fax 019-623-1410

電子メールアドレス suidoukensetsu@city.morioka.iwate.jp